

福祉用具貸与の対象

下記の福祉用具は購入の対象ではありません。

1 車いす

自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。



自走用標準型



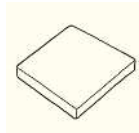
普通型電動



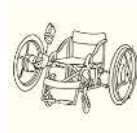
介助用標準型

2 車いす付属品

クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。



クッションパッド



電動補助装置



テーブル



ブレーキ

3 特殊寝台

サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能であって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。

- 1 背部又は脚部の傾斜角度が調節できる機能
- 2 床板の高さが無段階に調節できる機能

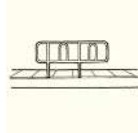


特殊寝台

4 特殊寝台付属品

マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

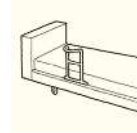
※平成24年4月から介助用ベルトも対象となりました。



サイドレール



マットレス



手すり



テーブル



スライディングボード

5 床ずれ防止用具

次のいずれかに該当するものに限る。

- 1 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
- 2 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット



床ずれ防止用具

6 体位変換器

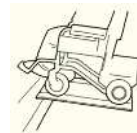
空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものにより、体位の保持のみを目的とするものを除く。



体位変換器

7 手すり

取付時に際し工事を伴わないものに限る。



スロープ



手すり

8 スロープ

段差解消のためのものであって、取付時に際し工事を伴わないものに限る。

※福祉用具イラストは一例です。

「財団法人テクノエイド協会」よりイラスト引用

9 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

- 1 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
- 2 4脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの



歩行器



歩行車

10 歩行補助つえ

松葉つえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

11 認知症老人徘徊感知機器

認知症老人が屋外に出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの



認知症老人徘徊感知器



多点杖

12 移動用リフト(つり具の部分を除く)

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅改修を有するものを除く。)

(但し、エレベータおよび階段昇降機は除く)



走行式リフト



固定式リフト



段差解消リフト



入浴用リフト



立ち上がり用いす

「財団法人テクノエイド協会」よりイラスト引用

13 自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(交換可能部品(レシーパー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの)を除く)。

14 介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。

ただし、「入浴用介助ベルト」は除く(特定福祉用具に該当するため)。